

信託判決 実務対応セミナー

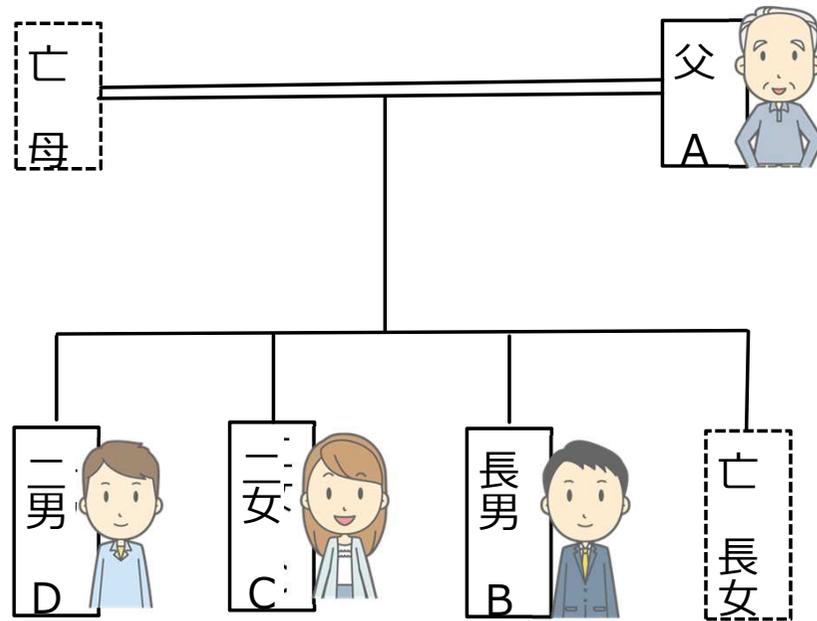
## 東京地裁判決とこれからの信託実務

2019. 4. 12

一般社団法人 民事信託監督人協会

# 1. 平成30年9月12日東京地裁判決とは？

## ▶ 相続関係



## (1) 事案の概要

### ①平成10年1月23日付公正証書遺言

- ・ 自宅や収益物件などA所有不動産の一部（14個）を妻に相続させる。
- ・ 妻が先に死亡したときは、二男D（被告）に相続させる。

### ②平成27年2月1日付死因贈与契約

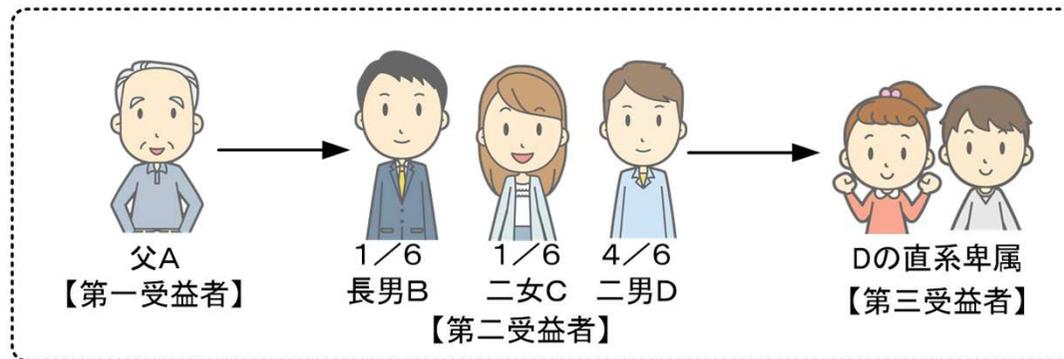
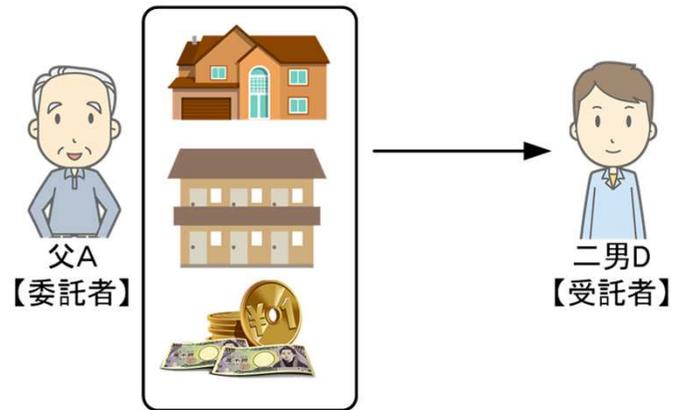
- ・ 全財産の3分の1を二女Cへ死因贈与する。
- ・ 全財産の3分の2を二男Dへ死因贈与する。

### ③平成27年2月5日付信託契約（公証人出張による宣誓認証）

- ・ 委託者兼受益者 A
- ・ 受託者 D
- ・ 信託財産 すべての不動産及び300万円

### ④平成27年2月18日 A死亡

## ▶ 信託の構造



## 1. 信託の目的

Aの死亡後も、その財産を受託者が管理・運用することによって、D及びその直系血族がいわゆるA家を継ぎ、お墓・仏壇を守ってほしいとのAの意思を反映した財産管理を継続することにあるとされ、Aは、祭祀を承継する被告において、その子孫を中心として管理、運用することにより、末永くA家が繁栄していくことを望む

### ※信託の目的とは

受託者が従うべき「命令的な行動の指針」であり、「受託者がどのような行動をとるべきかが決定される基準」

信託制度の本質に違反するものであってはならない、実現可能でなければならぬ、違法なもの、公序良俗に反するものであってはならない。

(遠藤英嗣「新しい家族信託」)

## 2. 受益者と受益権

当初受益者 A

第二受益者 長男B（原告） 6分の1 C 6分の1 D 6分の4

第三受益者 Dの直系卑属

受益権を有する者の死亡により、その者の有する受益権は消滅し、次順位の者が新たな受益権を取得する

### ※後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託とは？

第1次受益者の死亡により第2次受益者が受益権を取得し、第2次受益者の死亡により第3次受益者が受益権を取得するというように、受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めのある信託。

第2次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得する。

遺留分を侵害できないことは当然であり、遺留分算定に当たっては、第1次受益者の死亡時点を基準として、各受益権の価額等について必要な算定がされるべき。（寺本昌広「逐条解説新しい信託法」）

### 3. 受益者の意思決定

A死亡後は、Cが単独で行う

#### 信託法第105条第1項

受益者が2人以上ある信託における受益者の意思決定は、すべての受益者の一致によってこれを決する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

複数受益者の合理的な意思決定の機会を確保しつつ、他方で、信託事務の円滑な処理を実現するため、単独受益者権以外の権利の行使については、信託行為に定めを置くことを認めている。（道垣内弘人「条解信託法」）

#### ※単独受益者権

受託者の利益相反行為の取消権、受益権を放棄する権利など

#### 4. 受益権の取得請求

受益者が複数となった場合、受益者の1人は他の受益者に対して、当該受益者の有する受益権持分の一部もしくは全部の取得を請求することができる。なお、取得する受益権の価格は、最新の固定資産税評価額をもって計算した額とする。

- ・ 受益者は、その持分を譲渡し、信託から離脱する自由が保障されている。
- ・ 固定資産税評価額は、時価の7割程度になる場合もある。
- ・ 受益者保護の観点から問題はないか？

## 5. 委託者の地位

委託者の死亡により、委託者の権利は消滅する

法第145条（委託者の権利等）

- ① 信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる。

法第146条（委託者の地位の移転）

- ① 委託者の地位は、委託者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる。

法第147条（遺言信託における委託者の相続人）

第3条第2号に掲げる方法によって信託がされた場合には、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

ア. 信託契約においては、委託者の地位が相続されるが、委託者の相続人の関与を排除したければ、別段の定めで対処できる。

なお、これは、委託者の地位の相続性を信託行為の定めによって決することができると考えているわけではなく、あくまでも、委託者の権利に期限を付すことによって類似の状況を作り出すに過ぎない。

(寺本昌広「逐条解説新しい信託法」)

イ. 国税庁事前照会 登録免許税法第7条第2項の適用関係

- ①「信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合」
- ②「当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合」
- ③「当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人であるとき」

→相続による移転とみなす（1000分の4）

## ウ. 契約書の定め方

- ①「本信託の委託者の地位については、相続により承継しない。ただし、税務上の扱いについては除く。」（遠藤英嗣「家族信託契約」）
- ②「甲の死亡により、甲の有する受益権は消滅し、丙は、新たな受益権を取得すると同時に委託者の地位の移転を受けるものとする」  
（石垣雄一郎「問題解決のための民事信託活用法」）
- ③「本信託の委託者の地位は委託者の死亡により受益者に移転し、委託者の権利は消滅する。」（監督人協会推奨）

## 6. 信託財産の管理

受託者は、信託不動産の維持・保全・修繕又は改良を、自らの裁量で行う。受託者は、信託不動産の管理事務の全部又は一部について第三者に委託することができる。受託者は、信託不動産を無償で使用することができる。

- ・ 受託者が信託不動産を無償で使用することに問題はあるか？
- ・ 受託者の善管注意義務、忠実義務とは？
- ・ 受益者と受託者が同居する場合の実家信託では？

## 7. 遺留分減殺請求の対象

### ア. 信託財産説

対象→信託設定行為

効果→信託設定行為の一部が無効となり、信託財産の一部が遺留分権利者に帰属する。

信託財産が、受託者と遺留分権利者の共有になる。

相手方→受託者

信託は、目的達成不能により終了する可能性が高い。

### イ. 受益権説

対象→受益権付与行為

効果→受益権について、受益者と遺留分権利者との準共有となる。

相手方→受益者

信託設定行為自体は無効とならない。

## ウ. 遺留分侵害額の請求

1. 相続法改正により、物権的効力を有する「遺留分減殺請求権」は、金銭債権である「遺留分侵害額の支払請求権」となる。
2. 遺留分対策としての金銭の重要性がますます高まる。  
生命保険の活用を積極的に検討すべき。
3. 受益者連続型における受益権の評価方法と次順位以降受益者が負うべき侵害額の算定方法は？

### 民法第1046条（遺留分侵害額の請求）

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

## ▶ 信託に関連する主な争点

- ① 契約時における A の意思能力の有無
- ② 信託契約の効力
- ③ 信託が有効な場合、遺留分減殺請求の対象は何か

## ▶ 原告Bの主張

### ① Aの意思無能力

ア Aは、法律行為の意味内容を理解する能力を欠く常況にあった。

イ Aは、入院直前まで、財産をおおむね法定相続分に沿って分けようと考えていたのであり、その意向から大きくかけ離れている。

### ② 本件信託は公序良俗に反する

ア 利益相反

Dが信託目的に従うことが、必然的に第一順位の受益者の利益に反するという利益相反状況に陥る構造となっている。

Dは、A所有不動産を無償で使用できることも合わせ考えると、その売却が適切と考えられる場面においてもこれを売却することはまず考えられない。

## イ 信託制度の濫用、相続秩序の侵害

1. 信託法の諸規定から導かれる信託法の法意・精神に反して信託制度を濫用し、Bが潜在的に有していた遺留分の減殺請求を不当に免れ、もって遺留分制度を中心とする現行相続法秩序を破壊する。
2. Dに信託不動産の無償使用権が与えられ、形式的にBに6分の1の受益権が与えられているものの、それによる利益発生を保証はなく、受益権の取得請求をしても固定資産税評価額による買取りに限定されている。
3. 受益者の意思表示は、A死亡後はCが単独で行うとされ、Bの受益権の内容が異様に限定されており、遺留分減殺によりBの受益権割合が増えたとしても、Bの遺留分を確保できない。

4. 受益者連続型信託であっても、信託財産を限定することにより信託財産について遺留分侵害の問題が生じないようにすることや、遺留分割合に相当する価額の全額弁償をすることなどにより、遺留分規定に配慮した内容とすることも可能であり、このような配慮がされていない本件信託は、原告を差別し排除することを意図した、遺留分逃れのための信託契約である。

③遺留分減殺請求の対象は、信託財産である。

1. Dは信託財産を無償使用できること
2. 受益権はDの家系に承継されること
3. Bは受益権の行使や処分が著しく制限されていること

本件信託の実質は、受託者への所有権移転行為、つまり受託者への死因贈与に類似するものであり、信託財産の移転行為をもって、遺留分減殺請求の対象となる。

## ▶ 被告Dの主張

### ① Aの意思能力は問題なし

平成27年1月25日、入院時の看護記録には見当識障害、理解力、痴呆等について全く問題ないとされ、末期がん宣告を受けた同月31日の看護診療記録にも、看護師とのコミュニケーションについて「返答良好」とある。

2月1日、司法書士から民事信託契約書と死因贈与契約書の案について説明を受け、死因贈与契約書に署名押印した。

2月2日、A自身で司法書士と信託銀行担当者を呼び、両者の提案を比較検討し、司法書士の提案を採用した。

2月5日、公証人の面前で、信託契約書と死因贈与契約書について、宣誓認証した。

1月31日から2月8日までの患者診療記録に、Aの意識レベルの低下をうかがわせるような記載は存在しない。

## ②本件信託は公序良俗に反しない

### 1. 本信託は、以下の目的を有する。

経済的価値に加え、A家の墓や仏壇を護っていくという観点からも重要な土地の一体的な保有、管理を実現し、もって将来の世代へそれらの不動産の承継を可能にする。

相続対策の観点からその他の不動産につき処分を含む適切な管理を実現する点から、Aの所有していたすべての不動産を信託対象とすることで一体的な不動産管理を実現する。

### 2. 上記信託目的の管理者として最も適任なDが受託者として選任され、信託法が正面から認める後継ぎ遺贈型受益者連続信託が活用された。

## ア 利益相反

利益相反行為は信託法 3 1 条で類型化されているところ、本件信託は信託法 3 1 条で救済されないような不法性はない。

## イ 信託制度の濫用、相続秩序の侵害

1. Bには6分の1の割合による受益権が付与されており、売買代金や不動産収入の分配を受けているので、Bの遺留分を侵害する目的で組成されたものではない。
2. Aの生前中にその効力が発生し、Aの下に当初帰属した受益権が、同人の死亡によりBに6分の1の割合で帰属しており、民法の遺留分制度を破壊するような不平等状態を招来するものではない。
3. ある時点での財産承継を考えるに当たって、未来永劫にわたり推定相続人の遺留分を配慮することは要しない。

③遺留分減殺請求の対象は、受益債権である。

1. Dは、信託不動産である実家が荒れ果てないように管理や手入れをしているが、無償使用はしていない。
2. Bは、売却代金や不動産収入の分配を受けており、顕在化した利益は、Bの相続人に相続される。
3. 受益権の買取価格が最新の固定資産税評価額に限定されていることで、買取価格が時価の7割程度になる場合があるとしても、社会通念上不当な基準ではない。

## ▶ 裁判所の判断

### 【判決要旨】

- (1) 本件死因贈与及び本件信託の時点において、Aが意思能力を欠く常況にあったとは認められず、その内容がAの意思とかけ離れていたと認めべき証拠はない。
- (2) 本件信託のうち、経済的利益の分配が想定されない不動産の部分は、遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したもので、公序良俗に反して無効である。
- (3) 信託契約による信託財産の移転は、信託目的達成のための形式的な所有権移転にすぎないため、実質的に権利として移転される受益権を対象に遺留分減殺の対象とすべきである。

## ① Aの意思能力は問題なし

Aは、意思能力を欠く常況にあったとは認められない。

ア 2月2日、信託銀行担当者から遺言の説明を聞き、自発的に検討した。

イ 2月8日までの患者診療記録に意識障害等症状の記載がない。

ウ それまでの生前贈与の内容から、Aが遺産を3等分しようと考えていたと推認することはできない。

## ②経済的利益の分配がされない部分は、公序良俗に反する

ア 利益相反

構造的な利益相反があるということとはできない。

イ 信託制度の濫用、相続秩序の侵害

1. 経済的利益がない限り、Bが遺留分行使により増加した受益権割合に相応する経済的利益を得られない。

2. 受益権の取得請求で取得する受益権の価格は、最新の固定資産税評価額であり、対象不動産の価値に見合う経済的利益を得られない。

3. Aは、自宅など収益物件でない不動産から得られる経済的利益を分配することを想定しておらず、これらの不動産を信託財産に含めたのは、外形上、Bに対して遺留分割合に相当する割合の受益権を与えることにより、これらの不動産に対する遺留分減殺請求を回避する目的であったと解さざるを得ない。
4. 土地の一体的な管理は、信託によらずとも遺贈等によっても可能であり、民法上認められた遺留分減殺請求権の行使を妨げる内容の信託は許されない。
5. 相続税支払いのために一部の不動産の円滑な処分を実現を目指すことは、売却予定のない不動産を信託財産に含めることを正当化しない。

③遺留分減殺請求の対象は、受益権である

信託財産の移転は、信託目的達成のための形式的な所有権移転であり、実質的に権利として移転される受益権が、遺留分減殺請求の対象である。

## 2. 判決から考えるべきことは？

- ①信託契約でない場合との違いは？
- ②なぜ、公序良俗による一部無効だったのか？
- ③控訴審では、どのような主張や判断が予想されるか？
- ④信託契約を争う場合、弁護士はどのような主張を考えるか？
- ⑤組成する実務家は、どこまで責任を問われるか？

### 3. 実務で意識すべきことは？

- ① 当事者の意思能力の担保と証拠の保管
- ② 信託の目的とスキームの精査
- ③ 依頼者の自己決定の尊重と家族会議とのバランス
- ④ 信託ありきではない
- ⑤ 生命保険の積極的な活用
- ⑥ 弁護士、税理士、ライフプランナーなど各種専門家との連携

## 4. おわりに

皆さんは、この判決をどのように受け止めますか？  
最高裁判決が出るまで信託業務の提案を避けますか？

リスクゼロの業務はありません。

紆余曲折はあっても、家族信託は、遺言、任意後見とともに、今後ますます、自己実現を目指す一般的なスキームになると考えます。

民事信託監督人協会は、家族信託や任意後見を積極的に推進します。  
志高く、国民の円滑な財産承継を支える専門家を目指しましょう！

ご清聴ありがとうございました